

第7回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年9月26日（月） 午前10時30分～午後12時15分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 傍聴人 なし 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛
片桐会長	<p>それでは、第7回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議を始めさせていただきます。まず資料2をご覧ください。特定要求行為と不当要求行為に関する条文です。基本的にこの方向でいだろうと思っていたのですが、事務局の方から、今の第2条第7号の不当要求行為の規定では、各ア、カ、エにあがっている次に掲げるものが特定要求行為に入らない可能性があるように読めるとの指摘がありました。そうすると、本市の条例の作り方だと特定要求行為にまず入って来ないと、そもそもその後の処理のスキームが動かない。そういう危険性を避けるために若干の文言の修正をしたいとの申出がありました。事務局より提出されたお手元にある修正案1及び2とありますが、2の方は私の方でこれは変わりすぎなのでやめてくださいと言いましたので、修正案1の方で議論をしたいと思います。それでどこが変わったかという、元々の案だと第7号の不当要求行為について特定要求行為のうち暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うもの及び次に掲げるものとなっていたものが、特定要求行為のうち次に掲げるものをいうということで、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うものを削除して、エのところ暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うものを置いて、全て特定要求行為の中のものであると明確にするということでもあります。またエにありました庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為というのは、事務局の方でもろもろ精査した結果、庁舎管理規程等で既に汎用済みの事柄であるということでございます。なので実際これはいらないだろうということでございます。よって私としても修正案1のような形で文言を整理して成案としたいと思いますが委員の皆さま方のご意見はいかがでしょうか。</p>
委員各位	結構です。
片桐会長	それでは修正案1をもって成案としたいと思います。
片桐会長	次にですが、市民代表者の委員の皆様方からご意見がありました第1の目的の部分です。前回の会議で大和高田市の職員の皆さんが目指す、あるべき公務員像を理念として掲げてはという意見がありました。事務局の方で、7案の提案が出されておりますので審議していきたいと思います。私の方でひとつひとつ見た感想では、

	<p>市民の皆様方から見て①と②と④は従来からあまり変わらないので除外してもいいかなと考えています。ですので、私としては、③の前文を加える案を中心として議論を進めたいと考えていますがいかがでしょうか。</p>
委員各位	<p>結構です。</p>
片桐会長	<p>それでは、事務局の方でこの前文を説明していただけますか。</p>
事務局（米田）	<p>資料1の③前文を加える案です。</p> <p>前文</p> <p>公平かつ公正で市民にわかりやすい行政運営は、市政への市民の理解と信頼を高めるうえで極めて重要である。</p> <p>そのためには、公平公正な行政の基礎となる法令遵守の精神を常に追及し、行政活動の中にその主旨を反映させるよう努めなければならない。また、そうした法令遵守の努力を組織的に支え、保障する仕組みが必要である。</p> <p>このような認識の下に、大和高田市は、市政の透明性の向上及び市民の信頼確保をめざして、行政組織における法令遵守の推進を図るため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。</p>
片桐会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さまいかがでしょうか。</p>
横山委員	<p>これで非常にすっきりしたと思います。これで結構です。</p>
多田委員	<p>大分よくなったと思いますが、まだ少し堅いかなと思うのですが。もう少し親しみがあつた方がいいと思いますけど。</p>
片桐会長	<p>そうですね。これに合わせて市民に対しても広報が行われますし、議会での説明や職員に向けても説明会が行われますので、親しみやすさとか分かりやすさはその辺で補っていくことをお願いして進めていけばいいのかなと考えています。</p>
横山委員	<p>私は、このような条例というのは市民に分かりやすくしていった方がいいと思いますが、前文や目的というのは、条例全体を表すものであるもので、多少堅くなるのかもしれませんが、格調の高い文章にしておいた方がいいと思っています。</p>
秋田委員	<p>これでいいと思いますが、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めるという</p>

	ところが、何か押しつけがましいという印象があるのですが。
片桐会長	そうですね。ただ特定要求行為や市民の責務もこの条例の中に入っているの、この文言も入れられるものであれば目的に入れておいた方がいいと思います。
宗田委員	私もこの前文を加える案③がいいと思います。
片桐会長	目的規定はどうですか。
宗田委員	目的規定もこれでいいと思います。条例の中身が公益通報と不当要求行為防止の2本立てになっていますので、これが抜けると逆に変な感じがします。
志野委員	前回も第1条の目的で信頼される市政の確立で具体的に記載してはという意見が出ていましたが前文に盛り込まれましたし、また、目的の中で市民に対してでは、特定要求、不当要求に関しては、市民がされて職員が受けるそれで職員が行政組織の中で行動規範の確立で職員の責務は謳われていますので、これでいいと思います。
羽根委員	私もこれでいいと思います。
赤宗委員	私もこれでいいと思います。
片桐会長	一か所だけ制度的保障というのはやめた方がいいと思います。別の解釈を引き起こすおそれがあると思います。必要な事項及び制度ではだめですか。でも、これもおかしいですね。これよく条文の中に使われていますか。
事務局（米田）	何か所か使っています。
事務局（澤井）	案5に入っていますね。鳥取のコンプライアンス指針です。
片桐会長	そうですね。制度的保障これでいきましょう。それでは、第1条に関しては事務局から出していた案③の原案どおりということで決定します。次に、前回保留した意見陳述のところに議論を移します。何ページですか。
事務局（米田）	新旧対照表6ページになります。第14条の青色の文字のところは前回会議からの変更点となります。第14条「特定要求行為に係る審査会の職務」に第2項として、「審査会は、前項の調査を行う場合には、特定要求行為を行った者に意見陳述の機会を与えなければならない。」を追加させていただきました。それと、審査会の職務には「調査」はなく「審査」としていたところを、「意見陳述の機会を与える」のは調査の段階ですべきですので、第1項についても「速やかに必要な調査を行い、」の文言を追加させていただきました。

片桐会長	ちょっと読み上げをお願いします。
事務局（米田）	<p>第14条 審査会は、前条第2項の報告があったときは、速やかに必要な調査を行うとともに、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、市長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べることができる。</p> <p>第2項 審査会は、前項の審査を行う場合には、特定要求行為を行った者に意見陳述の機会を与えなければならない。</p>
片桐会長	いかがでしょうか。市民会議全体の立場としたら、この意見陳述の機会があった方がいいだろうと思います。文言の方はどうでしょうか。
事務局（米田）	今までは「推進会議で調査」、「審査会で審査」にしておりましたが審査会の方にも調査を入れさせてもらいました。もちろんこれを除くならば、意見陳述は審査を行う場合に、文言は自動的に変わると思います。
片桐会長	最後の答申を出す出さないの段階で言ってくる、又は審査をして報告をする段階で意見を表明されては困るという話はしましたけど、審査の段階で意見陳述をしてはいけないということではないです。
事務局（米田）	そうですね。
片桐会長	気になるのは調査をやるんだということになると審査会の業務と権限が大きくなるように見えるというところに少し不安も感じています。それだったら意見陳述の機会を審査の途中で必ず与えなければならないと私は思います。
宗田委員	第14条のこの修正案で私はいいと思います。「速やかに必要な場合は調査を行い」にした方がいいと思います。
片桐会長	それを入れると第15条の市長の条文とほぼ同じになると思います。速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行う。これがあまり分かりやすくない気がします。
宗田委員	そうですね。
片桐会長	それだったら今の方がいいかなと思います。
志野委員	審査会の作業が調査して審査するとなると、作業量が多くなると思います。審査の中で必要があれば調査するのであれば、審査するという文面だけで全て総括できるのではないかと思います。

村上委員	私は原案でいいと思います。
赤宗副会長	私は「速やかに」の文言に違和感を感じます。不当要求行為とおぼしきものがあるとすぐに連絡したりするより、少し時間をおいて様子を見ることができなくなるのではないかなと思います。
片桐会長	大きく分けて今4つ案が出ていて、原案か「速やかに」を落とすか、もう少し丁寧を書くか、必要な調査まで落とすかですが、どうでしょうか。推進会議の方に「速やかに」が入っているのは意味があって、その後の審査に早く移らないといけないので早くやりなさいとなります。なので、ここでの「速やかに」は要らないと思います。
宗田委員	原案のままでいいと思います。
赤宗副会長	審査に回ってきたら必ず不当要求行為と認定するか、該当なしと認定するか、どちらかで、起訴猶予のような考え方は入れなくていいのですかね。
片桐会長	職権でこのままいけば不当要求行為なんだけれども、この先これは不当要求行為ではないと推定もできるから、もう少し推移を見守るということもできるわけですから。
赤宗副会長	その場合は意見陳述の機会を与えないですかね。
片桐会長	それは与えた方がいいと思います。意見陳述の機会がない場合に審査会が判断を下すのは危険ではないですかね。やはり事情は聞かないとだめだと思います。要するに審査の中で必要に応じてどこかで意見陳述の機会を設けるということです。
赤宗副会長	審査会の負担が重くなるかもしれませんが、推進会議で判断されて案件が上がってこないより、審査会に案件が上がりやすいようにしておいて、審査会である程度柔軟に判断してもいいと思っていてそれは法令遵守の主旨でもある外部機関の判断を入れるのも担保していますしその辺りが重要と思っています。
片桐会長	赤宗先生のご意見は、必要な調査が前に置かれていてその後に審査に入ると読んでおられるんですけど、この文章だとそう読めてしまいます。本当にそれでいいのかという議論なんですけど、赤宗先生のお話だとそれでいいということなんですよね。でも志野さんの話だとそこまでやってしまうと、審査会で必ず調査を前置しなければいけないので、それだったら審査の進み具合で必要であれば調査するという制度設計がいいんだということだったと思います。どちらがいいですかね。

多田委員	審査会上がってくるまでに調査をしているのであれば、審査に入ってからつじつまが合わなければ必要に応じて調査すればいいのであって必ず調査をしなければならないという話にはならないと思います。
赤宗副会長	推進会議の調査で漏れ落ちもあると思います。
片桐会長	でも、それは審査の中でやればいいのではないですか。
横山委員	私は、推進会議である程度調査していただいて、基本的には推進会議の意見を尊重する。ただし、場合によっては審査会で調査した方がいいと判断される場合には調査をする。なので、「速やかに」より「必要に応じて」に変更して審査会の負担を軽減した方がいいと思います。
片桐会長	必要な場合に調査をしましょうということになれば、意見陳述が必要ないということになれば、意見陳述をしなくてもよいと審査会に決められてしまう可能性があります。調査がいらなくなれば、意見陳述が行われないことになります。なので問題ですよ。
事務局（澤井）	そうです。第2項の調査の場合は意見陳述の機会を与えるとなっていますね。
片桐会長	だから審査の場合に意見陳述を与える方が条文の作りとしてはいいと思います。いずれにしても第2項は「審査を行う際には」でないとだめだと思います。
赤宗副会長	推進会議から審査会上がってきたときに審査会でも判断できないなというとき、保留して様子を見たいという場合もあると思います。
片桐会長	だとすると、なおのこと第2項は審査の場合でないとおかしいですね。
赤宗副会長	そうですね。
事務局（澤井）	この第1項の「速やかに必要な調査を行い」を取ってしまって、第1項は審査だけにして第2項は前項の「審査を行う場合」にして、今の「与えなければならない」を「与えることができる」にしてしまえばいいと思うのですが。
片桐会長	いや、審査を行う場合には与えなければならないと思いますよ。今2案ありまして、整理をすると第2項は調査を行う場合には意見陳述の機会を与えなければならないとなっていますが、これは審査のときじゃないとまずいと思います。この点で何かご異論ありませんか。
委員各位	ありません。

片桐会長	<p>なければ第2項は審査の場合にさせていただくことにします。第2項が変わったことに伴い、第1項に「必要な調査」という文言を入れておく意味がなくなったというのが事務局からご説明がありました。第1項に調査という文言を入れる必要がないという案と、だけれども調査という文言を入れておくべきという案がありますが、ただ入れても入れなくても、審査の際に調査をするだろうから入れなくてもいいという1案と、いや、調査の権限は調査の権限として独立に決めておいた方がいいという2案の2通りですがどうしますか。</p>
宗田委員	<p>審査の際に調査権限が含まれていると読めないと考える人も出てくる可能性もあるので、調査を明記しておいた方が私はいいと思います。</p>
片桐会長	<p>しかし、調査を前倒しで行うというか、要するに審査に先だって調査を行うという文言の作り方は、かえって都合が悪いのではないかと思います。</p>
赤宗副会長	<p>誰かに協力させるときに調査権限という言い方をしますので、相手方がいない場合は権限を考える意味はあまりなくて、せいぜい市の方では協力するぐらいの方がいいと思います。</p>
片桐会長	<p>分かりました。そうすると大きく変わりますが、修正案の第2項を第3項に変更して、「第3項の前項の調査を行う場合には」を「第1項の審査を行う場合には」に改める。第2項は追加で調査権限の規定を置くことにして、審査を行う際には必要な調査を行うことができる。というふうに変更してはいかがでしょうか。これで委員の皆さま方のご意見はほぼ網羅されていると思います。ただ、第15条の条文とは少し整合しないといけなところがあるのですが。そこでもう1案として、第14条の第1項、第2項をこのままというか第3項追加というのなしにして、第2項を「前項の審査を行う場合には」に改めて、「速やかに必要な調査を行い」を改めて、「必要な調査を行うとともに」にすれば第15条1項と整合性がとれますね。村上委員いかがですか。</p>
村上委員	<p>これでいいと思います。</p>
片桐会長	<p>それではこれで成案とさせていただきます。次にもう1点は、これと同じような仕組みを公益通報の方にも入れるかどうかです。</p>
事務局（米田）	<p>5ページ、前に戻りますが、第10条の第4項として、案を青字で記載させていただいております「審査会は、調査を行う場合には、公益通報の対象となっている職員に意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該職員が拒否した場合は、この限りでない。」を追加するかどうかについて、文言としては、特定要求行為と同じような内容で文言の案として入れさせていただきました。これを入れる入</p>

	れないを含め、入れるとしてこの文言でよいかどうかをご審議していただきたいと思います。
片桐会長	入れるんだったら、「調査を行う」より、「審査を行う」でしょうね。調査の段階で聞くのは職権に任せる、絶対に必要なのは、審査の段階で意見陳述の機会を保証されることです。
赤宗副会長	本人に知らせずに警察にお願いした方がいいケースだったら、これを先に入れると証拠隠滅される可能性がありますか。
片桐会長	羽根委員どうですか。
羽根委員	ちょっと悩むところです。この第4項については入れなくてもいいようにも思いますが。
片桐会長	通報の対象となっている職員というのは、確定できるものなんですか。課として全体にこういうのがおかしいというのが。
事務局（米田）	市全体としての不正もありますので。
片桐会長	むしろそっちを重視しているんですよね。内部通報というのは。
事務局（米田）	個人も含めてなんですけれども、市全体の組織としての不正もありますので。
片桐会長	対象者が特定できないこともありますので。
宗田委員	当該職員が拒否した場合と書いてありますが、単に逃げたとか、市役所に出て来なくなった場合とかで手続が進まなくなったらどうするのかなと不安に思っています。なので、正当な理由がある場合以外は意見陳述の機会を与えなければならぬにしてほかした方がいいと思います。ただ、削除してもいいとも思います。
赤宗副会長	審査会がどこまで判断するかもあると思います。
片桐会長	でも、本来の主旨は、特定の個人の公金着服の通報より、課内というか組織全体の不正の内部告発を主眼にしているんでしょうね。
赤宗副会長	個人の不正も含めて全体ですよ。
片桐会長	分解していけばもちろん個人の不正も念頭におかれています。ここで対象者に意見陳述の機会を与えなければならぬという形にすると、課の人全員を呼ばなけれ

	<p>ばならないになってしまう。それはおかしいので、と考えると落とす方が妥当ですね。</p>
赤宗副会長	<p>審査会でむしろ聞くか聞かないか判断できますからね。</p>
片桐会長	<p>それはそもそも審査及び調査の中に職権上含まれるだろうから、手続き、権利を保障するという意味での規定はいらないですね。落としますか。不当要求行為の方に入れるんだったら、こちらも入れた方がいいという意見も議論の中で出ていましたが。</p>
事務局（澤井）	<p>落としていただいております、例えば職員の単独の違法行為であれば必要によっては事情聴取をしていただけるということですね。それであれば落としていただいております。</p>
片桐会長	<p>それでは、ここは落とすということで決定いたします。次に最後の議題である条例のタイトルです。何かご意見ありますか。</p>
秋田委員	<p>市政におけるという部分ですけど、おけるというのは限定したように聞こえるので、おけるというのは必要ないのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>今のご意見だと、「大和高田市公正な職務の執行の確保に関する条例」が良いということですね。分かりました。他にご意見ありますか。</p>
志野委員	<p>表題については、市長の所信表明の議会に対して一番分かりやすい言葉として、仮称ですけれども、法令遵守推進条例ということで議会にも周知されていますので、こちらのほうが良いと思っています。</p>
秋田委員	<p>議会の方にはこれで報告しているんですか。</p>
志野委員	<p>いえ、いわゆる議会の方には、あくまでも仮称で報告しているだけで、議会の方にもこれから説明しやすいし、分かりやすいと考えています。でもあくまでも仮称ですので市民会議で変えていただいても問題はありません。</p>
秋田委員	<p>ネット上では、仮称で出ていますね。</p>
事務局（米田）	<p>今は法令遵守推進条例になっています。</p>
横山委員	<p>私は、大和高田市法令遵守推進条例がすっきりして良いと思います。もうひとつは、コンプライアンス条例という言葉があるんですけど、私は、横文字は使わない方がいいと思います。</p>

多田委員	石巻市はコンプライアンスという言葉を使っていますね。法令遵守推進条例という言葉は何か法律を守りましょうということで、あまりにも前面に出るから法律を守ればいいかということにもなるし、私は法令遵守というタイトルはどうかと思います。
片桐会長	我々の考えている法令遵守というのは、ただただ法律を守ればいいんだということではないというのは条文の中にも盛り込んでいますから。
宗田委員	私は、コンプライアンスとか法令遵守の意味を分かる人ってそう多くないと思います。なので例えば、職員等の法令違反等の通報及び市民の不当要求行為への対処に関する条例とすると一発で何を書いているか分かると思います。タイトルを読んで中身が分かる方が私は好きなんです。
片桐会長	たぶんその名前をつけると、世の中では大和高田市の法令遵守条例と呼ばれることになると思います。あまり他市と違う名前をつけると、これがそうなのかとすぐに分かってもらえない可能性が出てくると思います。
宗田委員	市役所の方どうですか。不当要求行為を市民から受けてですね、今般市民の不当要求行為に対処する条例ができましたからという方が説得しやすいと思うんですがどうですか。
事務局（米田）	窓口でいきなりこれができたから駄目なんですって安易に言って欲しくはないという指導はしていこうとは思っているのですが。
宗田委員	分かりました。
杵田委員	法令遵守という言葉は、保護規程のように聞こえます。
多田委員	中身を表現している公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例というふうに長浜市なんかは書いていますね。法令遵守という言葉より、条文の基本は公益通報と不当要求行為ですからね。
赤宗副会長	そうですね。公益通報と不当要求行為を名前に入れた方が調べるときも調べやすいですね。こちらの方がいいかもしれませんね。
片桐会長	大きく分けて2案ですね。A案は大和高田市法令遵守推進条例、B案は大和高田市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の2案で決めたいと思います。A案B案で採決します。A案にご賛同の方の挙手をお願いします。B案にご賛同の方の挙手をお願いします。名前の問題なので多数決というのはどうかとも思うので

	<p>すが。</p>
横山委員	<p>多数決には少し不満ですね。不満というかタイトルは分かりやすくしておいた方がよいと思いますので。というのは少し名前がきつすぎると思います。あくまでも私の個人的な意見ですが。</p>
宗田委員	<p>公益通報って市民の方も何のことか分からない人も多いと思うんですね。それであれば法令遵守の方が逆にいいかなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>庁内会議でも出たんですけど、法令遵守という言葉は堅いということだったんですが、これを5年、10年の期間で見たら、法令遵守という言葉の方が分かりやすいんじゃないか、これから法令遵守、コンプライアンスという言葉が定着してくるでしょうから後の事を考えると法令遵守のような堅いのを使っている方がいいんじゃないかと思います。</p>
多田委員	<p>コンプライアンスという言葉もよく見ますね。</p>
事務局（澤井）	<p>前文と第1条だけを読んでも、法令遵守条例の方が合うのかなと思います。長浜市さんは、第1条の中に公益通報とか不当要求行為というのが出てきますから、それをタイトルにされたんだと思います。</p>
赤宗副会長	<p>私は法令遵守の方に乗り換えます。5年ぐらいしたら法令遵守の方がなじんでくるかなと思います。</p>
片桐会長	<p>もう一度今迄の議論を踏まえて聞いてみます。A案がいいと思う方。B案がいいと思う方。今度はA案の方が多くなりましたね。どうしましょうか。難しいところですね。</p>
多田委員	<p>2案の他にコンプライアンスという言葉の方がいいと思うのですが。一般の企業はコンプライアンスという言葉をよく使っていますし。</p>
片桐会長	<p>企業の場合は株主に外国人が入ってきたりするので、そういう意味ではコンプライアンスという言葉を使った方が分かりやすいからだと思います。なので、条例や法律にはなるべくカタカナを排除するというのも一つの選択肢だと思います。コンピュータを電子計算機といまだに言ってますからね。</p>
事務局（澤井）	<p>全国でコンプライアンス条例はたくさんあるんですけど、長浜市さんだけは、内部公益通報の他に外部公益通報を入れておられます。なので公益通報を題名に入れておられると思います。</p>

横山委員	<p>私は、コンプライアンスという横文字は、条例や法律には使わない方がいいと思います。市民に対しても抽象的な感じを与えますし、やはり法令遵守ということであればきちっとした日本語ですしいと思います。</p>
片桐委員	<p>最後これで決めたいと思います。A案は大和高田市法令遵守推進条例、B案が大和高田市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例です。A案が良いと思う方挙手をお願いします。B案が良いと思う方挙手をお願いします。それでは大和高田市法令遵守推進条例という名称に決めさせていただきます。</p> <p>以上で市民会議として委託されておりました議題はすべて終了させていただきました。全7回の会議に渡って、また長時間の会議にご出席いただきまして誠にありがとうございました。会長といたしましては、皆様のご意見を通じまして、より分かりやすくよりすっきりとした形で良い条例案が作成することができたと思っております。これも委員の皆さま方のおかげだというふうに感謝しております。長期間に渡り大変ご苦労さまでございました。</p>

--	--